

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	平内町 個人住民税・森林環境税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は個人住民税・森林環境税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和7年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税賦課事務
②事務の概要	地方税法・条例等に基づき、町県民税額及び森林環境税額の賦課に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)住民・国税庁・企業・年金保険者・地方公共団体から提出された、町県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等を受領する事務 (2)紙で提出された課税資料を確認し、データ入力する事務 (3)課税資料の電子データを確定申告システムに取り込む事務 (4)個人を特定する事務 (5)町県民税額を計算し、森林環境税額と合わせて賦課する事務 (6)他自治体の課税資料を該当する自治体に回送する事務 (7)納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する事務 (8)賦課情報を統合番号連携システムに連携する事務 (9)所得課税証明書を交付する事務
③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、確定申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税・森林環境税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第8号 2. 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	平内町情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－5－②の所属長	税務課長 細川 信利	税務課長 倉内 仁	事後	
平成29年4月1日	II－1の時点(日付)	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II－2の時点(日付)	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I－5－②の所属長	税務課長 倉内 仁	税務課長 藤田 一浩	事後	
平成30年4月1日	I－7の請求先	平内町 企画政策課	平内町 総務課	事後	
平成30年4月1日	I－8の連絡先	〒039－3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017－755－2111	〒039－3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017－755－2115	事後	
平成30年4月1日	II－1の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II－2の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II－1の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II－2の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更			事後	
令和2年11月13日	I－1－③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	宛名システム、個人住民税システム、確定申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国税連携システム、審査システム(eLTAX)	事後	
令和2年11月13日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	
令和2年11月13日	II－1の時点(日付)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月13日	II－2の時点(日付)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	
令和7年1月9日	新様式へ変更			事後	
令和7年1月9日	表紙－評価書名	平内町 個人住民税事務 基礎項目評価書	平内町 個人住民税・森林環境税賦課事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年1月9日	表紙－個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	平内町は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	平内町は個人住民税・森林環境税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年1月9日	I－1－①事務の名称	個人住民税事務	個人住民税・森林環境税賦課事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	I－1－②事務の概要	<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、個人住民税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 【課税資料受付事務】において、課税資料(給与支払報告書など)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。 III. 特定個人情報の提供・照会 ①事務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ②賦課決定事務および賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報(所得情報など)を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ③情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(生活保護情報、他市所得情報など)を取得する。	地方税法・条例等に基づき、町県民税額及び森林環境税額の賦課に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 住民・国税庁・企業・年金保険者・地方公共団体から提出された、町県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等を受領する事務 (2) 紙で提出された課税資料を確認し、データ入力する事務 (3) 課税資料の電子データを確定申告システムに取り込む事務 (4) 個人を特定する事務 (5) 町県民税額を計算し、森林環境税額と合わせて賦課する事務 (6) 他自治体の課税資料を該当する自治体に回送する事務 (7) 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する事務 (8) 賦課情報を統合番号連携システムに連携する事務 (9) 所得課税証明書を交付する事務	事後	
令和7年1月9日	I－1－③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、確定申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国税連携システム、審査システム(eLTAX)	宛名システム、個人住民税システム、確定申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)	事後	
令和7年1月9日	I－2－特定個人情報ファイル名	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税・森林環境税特定個人情報ファイル	事後	
令和7年1月9日	I－3－個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞ 項番 16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和7年1月9日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	(情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表48の項	事後	
令和7年1月9日	II－1－の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和7年1月9日	II－1－の時点(日付)	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月9日	II－2－の時点(日付)	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	Ⅳ－8	なし	新様式による新規項目	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ－11	なし	新様式による新規項目	事後	